

積立定期預金 説明書

1. 商品名 (愛称)	積立定期預金 〈単利型〉
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・6カ月以上15年2カ月以内 ・預入期限より3カ月の据置期間があります。
4. 預入(受入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・契約期間内で分割積立 ・1回あたり1円以上 ・1円単位 ・預入回数の制限はありません。
5. 払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 利息 (1)適用金利 (利率表示場所) (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法 (4)課税方式	<p>・固定金利（預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定のスーパー定期の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を決め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定のスーパー定期の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。）</p> <p>・満期日以後に一括して支払います。</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</p> <p>・法人の場合、法人課税 ・個人の場合、分離課税（税率20%） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による積立ができます。 ・個人の場合はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約の取扱い	・満期日前に解約する場合は、後記の定期預金の中途解約利率一覧表の（表1）の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払います。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
11. その他参考となるべき事項	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</p> <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）</p>

（平成30年2月19日現在）